

スマートフォンを使うあなたに!

# ネットトラブルに気をつけて

## オンラインゲームでの「課金」 ついつい繰り返して高額請求に!

オンラインゲームの多くは、最初のうちは無料で満足できても、効率よくレベルアップするには有料アイテムが欲しくなります。「安いから」と課金を繰り返すうちに、数十万円もの高額請求になることも!

有料アイテムほしいな…。  
安いから、課金  
しちゃおう!  
こっちもいいな～。  
もう1回、課金!



- スマートフォンでの課金操作は簡単で、お金を使った感覚が薄くなりがち。課金ルールについて**事前に保護者と話し合っておきましょう!**
- 未成年者が嘘の生年月日を登録して購入すると、契約取消ができないことも!
- 家族や他人のクレジットカード情報を**勝手に登録するのは絶対禁止!**



「お試し価格500円」の商品  
を1回だけと購入したら、  
申し込んでないのに、2回目が  
届いた……。  
しかも、今回は  
1万円の請求!?  
なんで?

## 健康食品・化粧品 「お試し」のつもりが「定期購入」に!

通販サイトやSNS広告にある低価格の健康食品や化粧品。でも、画面をスクロールしてみると、「最低4ヶ月以上の購入」「2回目からは通常価格」との記載が…。  
「初回」お試し」などの表現の場合、「定期購入」の可能性も!



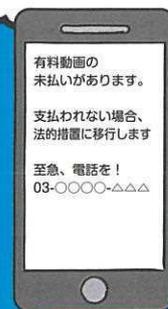
- 通信販売を利用する際は、画面をスクロールしてすみずみまで読み、支払総額や購入回数など**契約条件をよく確認**しましょう!
- 通信販売はクーリング・オフができません。定期購入かどうか、中途解約や返品ができるのか**注文前に十分確認**しましょう。

## 身に覚えのない代金を請求するSMS<sup>※</sup> あせって連絡するとさらなる被害に!

SMSで、身に覚えのない請求が…。  
「本日中に連絡がないと法的措置に移行します」等、不安をあおる表現にあせりがちですが、これは**架空請求**の手口!  
相手に連絡すると、さらに金銭を要求されるおそれも!

※SMS: ショートメッセージサービスの略

有料動画?  
そんなの見たっけ?  
でも、「法的措置に  
移行」って、  
なんだか怖い。  
電話した方がいいかな…。



- SMSが届いても相手に身元が知られているわけではありません。個人情報を聞き出されたり、執拗な請求や脅迫を受けることがあるので、**絶対に連絡しないように!**
- 実在する事業者名が書かれていても覚えがなければ無視!  
不安なときは、**消費生活相談窓口**に相談しましょう!

# 消費者トラブルに巻き込まれないために 最新の消費者トラブル情報をチェック!

## ●兵庫県安全安心な消費生活推進本部(Twitter)

最新の消費者トラブル情報など役立つ情報をタイムリーに発信!

ツイッター 兵庫 消費

検索



困った時は、  
一人で悩まず、  
相談を!

## ●国民生活センター

消費生活・消費者問題に関する事例や対処方法を紹介!

国民生活センター

検索

くらしの  
安全安心



お近くの消費生活センターにつながります

(局番なし) いやや

消費者ホットライン ☎ 188

## チェックシートで確認しましょう!

今日からあなたも“考える消費者”に

- インターネットは、公共の場であり、多くの人が見ていることを認識している。
- インターネットに個人を特定される情報を書き込まない。
- インターネットを使うときのルールを決めるなど、使いすぎないように気をつけている。
- 携帯のSMS(ショートメッセージサービス)などくる、身に覚えのない料金請求には、絶対に連絡しないようにしている。
- 契約は、事前に情報を収集・確認し、よく考えて行っている。
- 断りたいときは、はっきり「いりません」と言える。
- 少しでも不安に思ったら、身近な人や消費生活センターなどに相談するようにしている。

※の数が多いほど、消費者問題に関心を持っている「考える消費者」です。

兵庫県企画県民部県民生活局消費生活課

02企P2-086A4

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 TEL. 078-341-7711(内線2783)